

○行政処分事業者一覧（令和元年度）

処分日	法人名	事業所名	サービス種別等	処分内容	処分理由
令和2年 1月31日	恵愛技術交流株式会社	ひまわりハウス	児童発達支援 放課後等デイサービス	指定の一部の効力の停止3か月間（令和2年2月1日から令和2年4月30日までの間、3か月間の新規利用者の受入停止）	<p>人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が主催した宿泊行事中に、法人代表者兼当該事業所の管理者が、行事に参加していた児童3名に対して飲酒させた。 <p>その他福祉に関する法律の違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援と一体的に運営する放課後等デイサービスにおいて、上記の人格尊重義務違反があったため。